

平成28年度 第1回 長野県いじめ問題対策連絡協議会

○長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱	……………p 1～p 2
○平成28年度長野県いじめ問題対策連絡協議会について	……………p 3
○長野県いじめ防止対策推進条例【概要版】	……………p 4～p 5
○長野県いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】	……………p 6～p 8
○(国) いじめ防止対策推進法【概要版】	……………p 9
○(国) いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】	……………p 10～p 11
○平成26年度「いじめの状況と課題について」	……………p 12～p 14
○平成27年度上半期「いじめの状況について」	……………p 15～p 16
○平成27年度いじめ防止子どもサミットNAGANOについて	…p 17～p 19
○平成27年度いじめ防止子どもサミットNAGANO・メッセージ	…p 20
○平成27年度高校生ICTカンファレンス長野大会について	……………p 21～p 23
○平成27年度高校生ICTカンファレンス長野大会・メッセージ	…p 24～p 25
○人権講師派遣事業について	……………p 26～p 27
○平成27年度学校生活相談センターの相談状況	……………p 28～p 29
○インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ	……………p 30～p 36
○いじめ防止リーフレットについて	……………p 37～p 43
○いじめ等学校問題支援チームについて	……………p 44

長野県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 長野県いじめ防止対策推進条例(平成27年長野県条例第24号)第11条第3項の規定により、長野県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、長野県いじめ防止対策推進条例第11条第2項に規定する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関の代表者等(第4条において「協議会を組織する者」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は、長野県教育委員会の代表者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する関係機関の代表者等がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が進行をする。

- 2 協議会は、必要に応じ、協議会を組織する者以外の者に対し協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会を組織する者は、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、長野県教育委員会事務局心の支援課において処理するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から適用する。

(別表)

関係機関

長野県弁護士会
長野県医師会
長野県臨床心理士会
長野県社会福祉士会
長野県精神保健福祉士協会
いじめNO!県民ネットワークながの
長野県PTA連合会
長野県市町村教育委員会連絡協議会
長野県高等学校長会
長野県中学校長会
長野県小学校長会
長野県私学教育協会
長野県中央児童相談所
法務省長野地方法務局
長野県警察本部
長野県県民文化部
長野県教育委員会

平成 28 年度長野県いじめ問題対策連絡協議会について (案)

心の支援課

<ねらいと活動>

- (1) 長野県いじめ防止対策推進条例第 11 条の規定により連絡協議会を設置する。
- (2) 本県におけるいじめ問題の克服に向けて関係機関等が連携を図ることにより、いじめの防止及び早期発見・早期対応（以下「いじめの防止等」という。）並びにいじめの防止等に関する地域、家庭、関係機関等の連携をより実効的なものとする。
- (3) 協議会では、長野県いじめ防止対策推進条例第 11 条第 2 項に掲げる事項について協議する。
 - ① 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - ② いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
 - ③ その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

<会議日程および内容>

回	第 1 回	第 2 回
開催日時	5月27日(金) 14:15~16:15	2月9日(木) 14:00~16:00
報告事項	(1)「長野県いじめ防止対策推進条例」及び「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」について (2)本県における児童生徒のいじめの状況と課題について ・平成 26 年度問題行動調査及び平成 27 年度上半期調査におけるいじめの発生状況	(1)本県における児童生徒のいじめの状況について ・平成 27 年度問題行動調査及び平成 28 年度上半期調査におけるいじめの発生状況 (2)いじめ防止等の取組状況について ・いじめ防止子どもサミットNAGANO ・高校生 ICT カンファレンス長野大会 ・学校生活相談センターの状況 ・その他
実践発表		(1)市町村におけるいじめ防止の取組 ・地域ぐるみで取組んでいる市町村の発表
協議内容 意見交換	(1)本県のいじめ防止等の取組について ・いじめ防止子どもサミットNAGANO ・高校生 ICT カンファレンス長野大会 ・学校生活相談センターについて 等 (2)関係機関・団体等の取組について ・取組の充実、連携について (取組計画の作成) (3)その他	(1)関係機関等の取組について ・取組一覧表について ・連携による効果的な取組について (2)平成 29 年度施策等の取組について (3)次年度の連絡協議会予定 (4)その他
備考	・会議録ホームページへの掲載	・会議録ホームページへの掲載

長野県いじめ防止対策推進条例〔概要〕

(平成 27 年 3 月 19 日施行)

教育委員会事務局
心の支援課

いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定した。

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)の施行以降、国、県、市町村、学校等では法を踏まえたいじめ防止等のため対策が進められているが、本条例の制定により、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、さらに取組を進め、県民総ぐるみでいじめの問題を克服していきたい。

どんな条例なのか?

(____ 部分が本県独自の規定や考え方を示しています。)

(1) 目的 (第 1 条)

いじめの防止等 (いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処) のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、対策の基本となる事項を定め、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 定義 (第 2 条)

- ① 学校…県内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が該当。
- ② 保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者

(3) 基本理念 (第 3 条)

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすること。
- ③ 関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指すこと。

(4) 関係者の責務、役割

- ◇ 県の責務 いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、実施する。その際、国、市町村、学校の設置者等の関係者との連携協力を努める。[第 5 条]
- ◇ 学校の設置者の責務 学校においていじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

[第 6 条]

- ◇ 学校と教職員の責務 関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
いじめを受けていると思われるときは、事実を確認し、適切かつ迅速に対処する（いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）。
教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記。
[第7条]
- ◇ 保護者の責務 子の教育に第一義的責任を有することから、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう教育を行うこと、監護する児童生徒がいじめを受けたときは適切に保護すること、学校等への協力について明記。 [第8条]
- ◇ 県民の役割 児童生徒が安心して学習等に取り組むことのできる地域社会を実現するため、主体的かつ自主的に取り組むよう努める。 [第9条]

(5) 県における、主ないじめ防止等のための対策

- 「いじめ防止基本方針」を策定する。[第10条] …平成26年3月26日制定。
- 関係機関・団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。[第11条]
…平成27年5月に設置予定。
- 児童生徒が、いじめ防止に向けて主体的に取り組むための施策を推進する。[第3条2項]
…「いじめ防止子どもサミットNAGANO」（小中学生対象）、「ICTカンファレンス」（高校生対象）の開催、人権教育講師派遣事業（小中高児童生徒、学校職員、PTA等対象）。
- 児童生徒、保護者等が安心して相談できる体制の充実を図る。[第12条]
…教職員の資質向上のための研修、スクールカウンセラー事業の拡充、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実、「学校生活相談センター」と「子ども支援センター」による連携支援等。
- インターネットによるいじめの防止等のため、学校・保護者間の連携協力を促進する。
[第13条] …単位又は連合PTAへの情報提供及び助言。
- いじめ防止の重要性、相談制度等について啓発活動を実施するとともに、児童生徒の理解を深めるための資料を作成する。…児童生徒向けリーフレット等の作成及び指導資料の提供。
[第14条]
- 県立学校の児童生徒に重大事態（例：生命・心身等への重大被害）が発生した場合には、教育委員会又は学校は、心理、法律等の専門家等による組織を設けて調査を行う。[第15条]
…「いじめ等学校問題支援チーム」による対応。
- 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、知事が再調査を行うとともに、総合教育会議において再発防止の措置の協議を行う。[第16条]
…再調査を行う者（組織）は、その都度判断する。

長野県いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる。また、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。そのため、いじめを受けた子ども、いじめた子どもだけでなく、観衆としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなっている。

長野県では、子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携していじめ問題に取り組む。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

◇いじめ防止等の対策の目指す方向

未然防止：児童生徒が、自他ともに尊重し、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心・安全な環境づくりに努める。

児童生徒の自己有用感を培い、自己肯定感を高める。

早期発見：児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。

いじめへの対応：いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して支援・指導を行う。

◇いじめの背景

いじめには様々な要因によるストレスが背景となっている。

- ・児童生徒間の人間関係や教師との信頼関係が築けない。
- ・授業をはじめとする教育活動で、児童生徒が満足感や達成感を十分味わえていない。（学校）
- ・基本的な生活習慣の形成不足。 ・ふれあいや心の通い合う場面の減少。
- ・相手を思いやる気持ちや規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・人間関係の希薄化、異年齢交流や社会活動への参加の減少により、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・情報端末機器の所持率の増加、低年齢化によるトラブルの多発。（地域や社会）

◇見えにくいいじめを積極的に認知

いじめは大人の目に見えにくい。また、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとエスカレートすることもある」と経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えない場合もある。そのため、気づかずに見逃したり、ささいなことと見過ごしたりしないように、「いじめ防止対策推進法」の定義をもとに、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけ、いじめの可能性のある事案を認知の対象とすることが必要である。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 《「いじめ防止対策推進法」第2条》

◇いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止	早期発見	いじめへの対応
いじめの起きにくい学校づくり	ささいな変化や兆候も見逃さない	一人で抱え込まず、速やかに組織的対応
学 校		
<ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させる。 自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。 規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。 ささいなトラブルも人間関係づくりをする機会ととらえて指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを見逃さず、積極的に認知する。 児童生徒・保護者との信頼関係を構築する。 児童生徒が自ら相談する大切さに気づけるようにする。 定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、校内外の相談窓口の周知等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応マニュアルの充実を図る。 児童生徒への指導・支援の方針の共通理解。 心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等 関係機関との適切な連携。
保 護 者 や 地 域 関 係 機 関 等		
<ul style="list-style-type: none"> 学校の取組を理解し、協力。 家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、かかわる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した指導・支援の理解と協力。

三 いじめの防止等のための対策

◇いじめ防止基本方針・いじめ防止等のための組織

	県	市 町 村	学 校	家庭、地域、関係機関・団体
いじめ防止基本方針	『長野県いじめ防止等のための基本的な方針』策定	『地方いじめ防止基本方針』策定	『学校いじめ防止基本方針』策定	『いじめ防止基本方針』の策定や見直しへの参画
組 織	『長野県いじめ問題対策連絡協議会』 <ul style="list-style-type: none"> 学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握 県や学校、関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解、新たな取組の計画策定や評価 新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方 			
		『いじめ問題対策連絡協議会』設置の検討	『いじめ防止のための組織』を中核としたいじめ防止等の取組	

◇いじめ防止等のための取組

	県の取組	市町村の取組	学校の取組	学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組
未然防止	<p>ア 学校の教育活動充実の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育、道徳教育、体験学習の充実、児童生徒の自主的活動支援 ・教育活動充実のための人的支援、教員が児童生徒と向き合う時間の確保 <p>イ 広報・啓発活動</p> <p>ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備</p>		<p>ア いじめの起きにくい学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の授業の充実 ・児童生徒が主体的に取り組む活動 ・体験活動 ・職員研修 <p>イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知</p> <p>ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用</p>	<p>○ 学校のいじめ防止等のための取組との連携・協力</p> <p>○ 保護者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育 ・学校の教育方針の理解と協力、コミュニケーション <p>○ 地域におけるいじめ防止等の取組と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校とPTA活動、公民館活動、青少年健全育成事業、児童センターとの連携 ・地域人材の学校教育活動への参画 <p>○ 関係機関・関係団体と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と関係機関との日常的な連携 ・スクールサポーター、外部専門家、民間団体の活用
早期発見といじめへの対応	<p>ア 学校の早期発見・早期対応の取組への支援助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上の諸問題の把握 <p>イ 相談体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け付ける窓口の整備 <p>ウ 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置</p> <p>エ いじめへの対応の体制整備</p>	<p>児童生徒の支援のための弾力的な対応の検討</p>	<p>ア 日常活動を通じた早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と共に過ごし、信頼関係の構築 ・教職員の情報共有 <p>イ 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自ら安心して相談できる工夫 <p>ウ アンケート・チェックリストの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者、教職員による重層的なチェック <p>○ いじめ対応マニュアルの充実</p> <p>○ 組織的対応の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連携、協力した児童生徒へのきめ細かな支援・指導の継続 	
	<p>○ ネット上のいじめへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル整備 ・情報モラル教育の推進 ・保護者への啓発 ・家庭での情報端末機器の使用ルールづくり <p>○ 学校の教育活動や学校運営に保護者や地域が参画する機会の促進</p> <p>○ 地域に開かれた学校づくりの推進（いじめ防止基本方針の周知、学校評価でのいじめ問題の適切な扱い）</p>			
重大事態発生時の対応	<p>重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童生徒の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。</p> <pre> graph TD A["【学校】 ・事案発生 の報告"] --> B["【学校の設置者(教育委員会)】 ・報告(事案発生・調査結果)"] B --> C["○児童生徒の安全確保、事実確認・初期対応"] B --> D["・関係児童生徒保護者への連絡・連携"] D <--> E["保護者"] D --> F["・必要に応じた関係機関等への連絡・連携"] F <--> G["警察・医療等関係機関"] F --> H["○児童生徒への継続した支援・指導"] </pre> <p>【学校の設置者(教育委員会)】 ← 【学校】</p> <p>・事案発生 の報告</p> <p>・報告(事案発生・調査結果)</p> <p>○児童生徒の安全確保、事実確認・初期対応</p> <p>・事実関係を明確にする調査</p> <p>・関係児童生徒保護者への連絡・連携</p> <p>保護者</p> <p>・必要に応じた関係機関等への連絡・連携</p> <p>警察・医療等関係機関</p> <p>○児童生徒への継続した支援・指導</p> <p>【地方公共団体の長等】</p> <p>・学校への支援</p> <p>・調査結果を踏まえた措置</p> <p>必要な場合、再調査</p>			

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 県は市町村や設置する学校の、市町村は設置する学校の「いじめ防止基本方針」の策定状況を確認する。
- 国の基本方針の見直し状況、県内のいじめの状況を勘案し、本方針の見直しを行う。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策（いじめの防止等に関する措置）

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証(「いじめ防止対策協議会(仮称)」の設置)
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止(豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発)
 - ② 早期発見(教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進)
 - ③ いじめへの対処(多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応)
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止
 - ii) 早期発見
 - iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

Ⅰ) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

- ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

Ⅱ) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

Ⅰ) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

Ⅱ) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

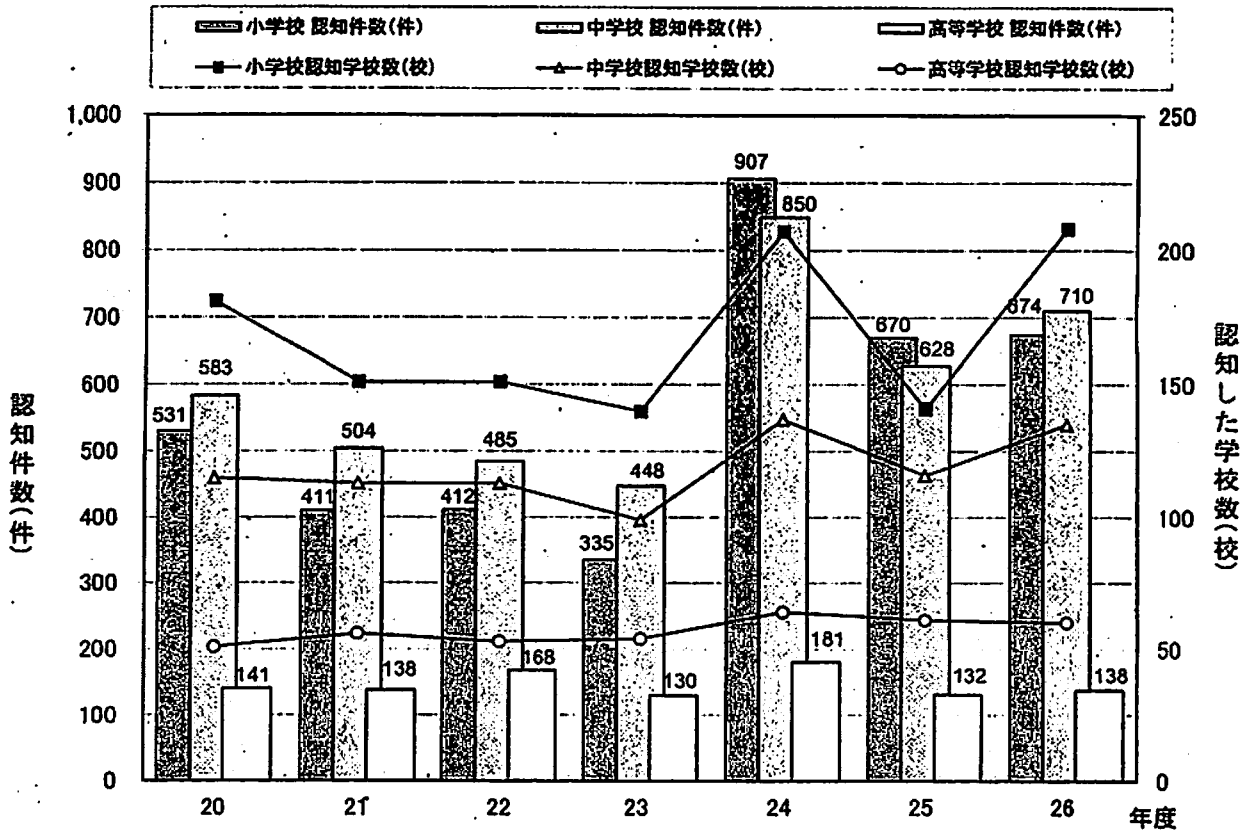
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

平成26年度 いじめの状況について
(県内国公立・小中高特別支援学校)

心の支援課

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



年度		20	21	22	23	24	25	26
小学校	認知した学校数(校)	181	151	151	140	207	141	208
	認知件数(件)	531	411	412	335	907	670	674
	前年度増減(件)	▲ 107	▲ 120	1	▲ 77	572	▲ 237	4
中学校	認知した学校数(校)	115	113	113	99	137	116	135
	認知件数(件)	583	504	485	448	850	628	710
	前年度増減	▲ 192	▲ 79	▲ 19	▲ 37	402	▲ 222	82
高等学校	認知した学校数(校)	51	56	53	54	64	61	60
	認知件数(件)	141	138	168	130	181	132	138
	前年度増減(件)	▲ 24	▲ 3	30	▲ 38	51	▲ 49	6
特別支援学校	認知した学校数(校)	1	2	2	1	5	7	6
	認知件数(件)	1	2	2	1	22	25	23
	前年度増減(件)	0	1	0	▲ 1	21	3	▲ 2
合計	認知した学校数(校)	348	322	319	294	413	325	409
	認知件数(件)	1,256	1,055	1,067	914	1,960	1,455	1,545
	前年度増減(件)	▲ 323	▲ 201	12	▲ 153	1,046	▲ 505	90

- (注) 1 調査名：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
 3 平成26年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校計723校

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

[単位:件]

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計				
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計		
小学校	31	16	64	24	79	47	63	39	96	62	85	68	418	256	674		
中学校	180	159	134	123	57	57							371	339	710		
高等学校	65	27	18	9	12	7							95	43	138		
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	中学部	2	1	1	0	1	0							4	1	5	
	高等部	3	1	3	2	5	2							11	5	16	
合 計												900	645	1,545			

3 いじめ発見のきっかけ

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	国
本人からの訴え	181	240	50	1	472	30.6	17.3
アンケート調査などの学校の取組により発見	141	174	24	3	342	22.1	50.9
本人の保護者からの訴え	152	104	27	2	285	18.4	11.2
学級担任が発見	101	74	16	13	204	13.2	12.1
他の児童生徒からの情報	33	48	10	2	93	6.0	3.3
学級担任以外の教職員が発見	15	42	3	1	61	3.9	2.3
他の保護者からの情報	38	12	3	1	54	3.5	1.8
養護教諭が発見	5	11	3	0	19	1.2	0.4
学校以外の関係機関からの情報	7	0	0	0	7	0.5	0.2
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	3	0	0	3	0.2	0.3
地域の住民からの情報	1	1	0	0	2	0.1	0.1
その他(匿名による投書など)	0	1	2	0	3	0.2	0.1
計	674	710	138	23	1,545	100.0	100.0

4 いじめの態様 (複数回答)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	423	495	75	15	1,008	65.2	64.5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	160	111	23	9	303	19.6	22.2
仲間はずれ、集団による無視をされる。	140	121	13	1	275	17.8	19.1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	39	55	9	1	104	6.7	7.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	40	63	7	0	110	7.1	7.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	3	55	32	2	92	6.0	4.2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	17	34	4	1	56	3.6	7.5
金品をたかられる。	4	13	13	0	30	1.9	2.1
その他	15	19	4	0	38	2.5	4.4
計	841	966	180	29	2,016	130.5	138.9

(注)構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況

区分		解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計
		率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	件数
小学校	県	84.4	12.0	2.5	1.0	674
	国	89.9	8.4	1.5	0.2	122,721
中学校	県	85.9	9.9	4.1	0.1	710
	国	86.2	11.0	2.5	0.3	52,969
高等学校	県	92.0	7.2	0.0	0.7	138
	国	87.7	7.7	2.9	1.7	11,404
特別支援学校	県	87.0	13.0	0.0	0.0	23
	国	81.4	16.3	1.6	0.7	963
合計	県	85.8	10.6	3.0	0.6	1,545
	国	88.7	9.1	1.9	0.3	188,057

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法
〔複数回答〕

〔単位：％〕

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	県	98.7	96.5	85.7	75.0	95.2
	国	99.1	97.4	90.4	82.9	96.9
個別面談の実施	県	83.3	96.5	83.3	75.0	86.7
	国	85.5	93.4	81.9	69.5	86.7
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	県	88.6	96.5	5.6	60.0	75.5
	国	53.6	77.7	13.4	39.7	53.8
家庭訪問	県	60.5	72.5	19.0	40.0	56.0
	国	65.7	69.5	25.0	39.2	59.9
その他	県	6.4	4.5	3.2	5.0	5.3
	国	5.4	4.9	4.3	11.0	5.2

7 いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止基本方針」の策定および「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(平成27年10月1日時点)
〔単位：校、％〕

「学校いじめ防止基本方針」

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

区分		策定済	策定に向けて検討中
小中高特別支援学校	県	学校数(校)	702
		割合(%)	100.0
	国	割合(%)	99.9

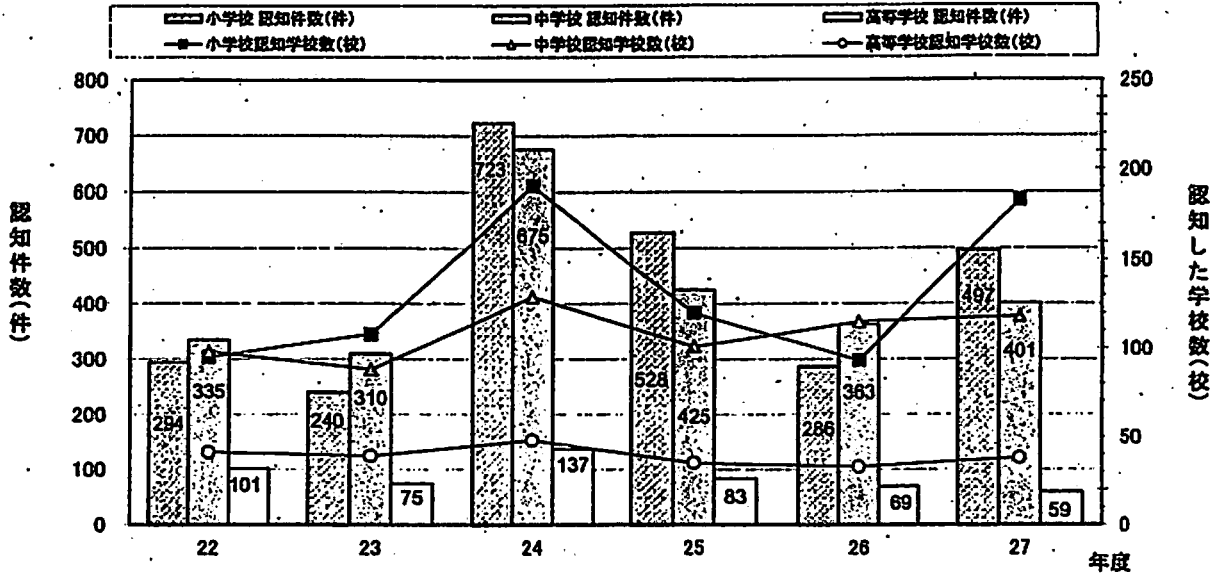
区分		設置済	設置に向けて検討中
小中高特別支援学校	県	学校数(校)	702
		割合(%)	100.0
	国	割合(%)	99.9

※平成27年度調査対象校：県内国立・公立・私立小・中・高・特別支援学校 702校

平成27年度上半期 いじめの状況について
(県内公立小中高特別支援学校)

心の支援課

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移



		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(構成比%)
上半期	小学校	認知した学校数(校)	95	108	191	120	93	183	(48.9)
		認知件数(件)	294	240	723	528	286	497	
		前年度増減	▲19	▲54	483	▲195	▲242	211	
	中学校	認知した学校数(校)	98	88	129	101	115	118	(63.1)
		認知件数(件)	335	310	675	425	363	401	
		前年度増減	▲8	▲25	365	▲250	▲62	38	
	高等学校	認知した学校数(校)	41	39	48	35	33	38	(36.2)
		認知件数(件)	101	75	137	83	69	59	
		前年度増減	6	▲26	62	▲54	▲14	▲10	
	特別支援学校	認知した学校数(校)	1	1	5	7	3	5	(26.3)
		認知件数(件)	1	1	19	33	10	15	
		前年度増減	0	0	18	14	▲23	5	
合計	認知した学校数(校)	235	236	373	263	244	344	(50.6)	
	認知件数(件)	731	626	1,554	1,069	728	972		
	前年度増減	▲21	▲105	928	▲485	▲341	244		
年度間	小学校	認知した学校数(校)	151	140	207	141	208	—	
		認知件数(件)	412	335	907	670	674	—	
		認知した学校数(校)	113	99	137	116	135	—	
	中学校	認知件数(件)	485	448	850	628	710	—	
		認知した学校数(校)	53	54	64	61	60	—	
		認知件数(件)	168	130	181	132	138	—	
	特別支援学校	認知した学校数(校)	2	1	5	7	6	—	
		認知件数(件)	2	1	22	25	23	—	
		合計	認知した学校数(校)	319	294	413	325	409	—
	合計	認知件数(件)	1,067	914	1,960	1,455	1,545	—	

(注) 1 上半期調査対象校: 県内公立小・中・高等学校・特別支援学校680校 (年度間は国立・私立を含む)
2 構成比=いじめを認知した学校数/調査対象学校数×100

○平成27年度上半期調査においては、いじめを認知した学校数は、26年度同期と比較して、小学校90校、中学校3校、高等学校5校、特別支援学校2校増加した。

○いじめの認知件数は、小学校が211件、中学校が38件、特別支援学校が5件増加し、高等学校では10件減少した。

・平成26年度間のいじめを認知した学校及び認知件数については、文部科学省により「全国的にいじめの実態を正確に反映しているとは考えにくい」との理由で再調査が行われ、以降の調査では短期間で解消したいじめ等も含め積極的に認知が行われている。

・また、27年3月「長野県いじめ防止対策推進条例」が施行され、いじめに対する啓発や取組が進められている。

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳

〔単位:件〕

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男女計
小学校	24	7	24	23	53	27	52	33	61	61	72	60	286	211	497
中学校	98	97	65	69	40	32							203	198	401
高等学校	21	7	13	9	6	2	0	1					40	19	59
特別支援学校	小学部	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	中学部	1	0	5	0	0	0						6	0	6
	高等部	4	1	1	1	0	0						5	2	7
合 計												540	432	972	

○小学校は、学年が上がるにつれて増加し、6年生が最も多い。
○中・高等学校では、1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する。

3 いじめ発見のきっかけ (複数回答)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比(%)	
						H27	H26
①本人からの訴え	133	149	28	5	315	32.4	38.7
②本人の保護者からの訴え	140	93	7	3	243	25.0	22.4
③アンケート調査などの学校の取組により発見	89	100	10	2	201	20.7	17.4
④学級担任が発見	131	50	3	6	190	19.5	17.0
⑤他の児童生徒からの情報	39	28	6	0	73	7.5	8.5
⑥他の保護者からの情報	25	15	3	0	43	4.4	3.8
⑦学級担任以外の教職員が発見	14	21	5	1	41	4.2	5.6
⑧養護教諭が発見	6	4	2	0	12	1.2	0.8
⑨学校以外の関係機関からの情報	5	0	2	0	7	0.7	0.3
⑩スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	2	0	2	0.2	0.0
⑪地域の住民からの情報	1	0	1	0	2	0.2	0.0
⑫その他(匿名による投書など)	0	1	0	0	1	0.1	0.4
計	583	461	69	17	1,130		

○小学校は、「本人の保護者からの訴え」「本人からの訴え」「学級担任が発見」の順に多い。
○中・高等学校は、「本人からの訴え」「アンケートなどの学校の取組」「本人の保護者からの訴え」の順に多い。

4 いじめの態様 (複数回答)

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比(%)	
						H27	H26
①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	333	285	40	7	665	68.4	64.8
②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	113	93	14	5	225	23.1	20.6
③仲間はずれ、集団による無視をされる。	106	67	5	0	178	18.3	14.8
④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	42	32	4	3	81	8.3	7.1
⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	29	34	3	0	66	6.8	6.6
⑥ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	26	18	5	1	50	5.1	4.8
⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	3	20	19	1	43	4.4	5.9
⑧金品をたかられる。	5	5	2	1	13	1.3	1.9
⑨その他	14	17	4	3	38	3.9	4.5
計	671	571	96	21	1,359		

○すべての校種において「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多い。
○小・中・特別支援学校は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」、高等学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。」が2番目に多い。

(注) 割合(%)については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況

区分	解消しているもの		一定の解消が図られたが、継続支援中		解消に向けて取組中		その他		計 件数(件)
	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	
小学校	288	57.9	167	33.6	40	8.0	2	0.4	497
中学校	242	60.3	132	32.9	27	6.7	0	0.0	401
高等学校	36	61.0	16	27.1	6	10.2	1	1.7	59
特別支援学校	8	53.3	7	46.7	0	0.0	0	0.0	15
計	574	59.1	322	33.1	73	7.5	3	0.3	972

○「解消している」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」をあわせると、92.2%になる。

平成 27 年度「いじめ防止子どもサミット NAGANO」について

心の支援課

1 目的

いじめをなくすためには、子どもたちが自らいじめについて考え、自らの手で解決に向けて取り組んでいくことが効果的である。このことを踏まえ、いじめ防止に主体的に取り組む児童生徒が集い、交流する機会として「いじめ防止子どもサミット NAGANO」を開催し、このような取組の核となるリーダーを育成するとともに、県内各地での多様な取組の実施を一層推進する。

2 主催 長野県教育委員会

3 サミットテーマ

「いじめをなくすために私たちができること」～伝えよう！広げよう！みんなの活動～

4 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成 27 年 12 月 5 日(土) 9 時 30 分から 12 時 20 分
- (2) 場所 長野県総合教育センター講堂 (塩尻市片丘南唐沢 6342-4)

5 内容

項目	内容	備考
各学校の取組発表	各学校のいじめ防止の取組を、子どもたちが工夫を凝らして発表する。	
グループ・ディスカッション	子どもたちが 7 つのグループに分かれ、「グループテーマ」を決めた上で討議を行い、グループごとにメッセージを作成する。	※ グループテーマの例 「仲間外れをなくすには」「いじめを見かけたら」など
サミット・メッセージ発表	グループ・ディスカッションで作成されたメッセージを「いじめ防止サミット NAGANO メッセージ」として提案する。	※メッセージの例 「(仲間外れをなくすには) みんなでよいところを見つけ合おう！」など

6 特色・その他

- (1) 子どもたち自らが、開会宣言や司会進行などサミット自体の運営を行うことにより、子どもたちの主体的な取組となるよう目指す。
- (2) サミットで発表されたメッセージや、各学校で発表したいじめ防止のための取組を、県内各学校に広く周知し、それぞれの学校の活動で主体的な取組が進むよう目指す。
- (3) 本大会の参加者から全国サミットへの長野県代表を 1 校選出する。

【全国サミット 平成 28 年 1 月 23 日(土)文部科学省講堂】

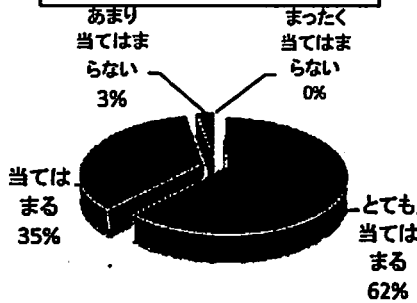
いじめ防止子どもサミットNAGANO アンケート結果

＜参加校児童生徒34名の集計＞

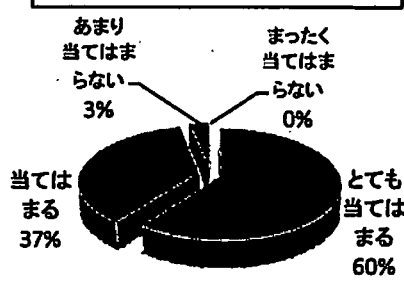
平成27年12月5日実

I 【いじめ防止子どもサミットNAGANOについて】

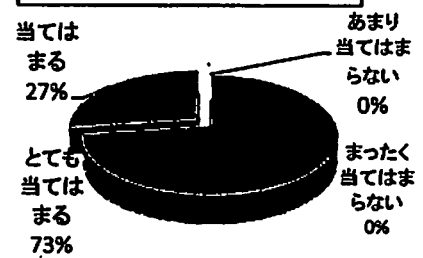
①自分の学校の発表について練習の成果が出せましたか。



②グループディスカッションでは、自分の考えは出せましたか。

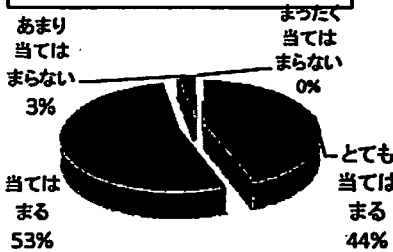


③いじめをなくしていくために、自分も動き出そうという気持ちが強まりましたか。

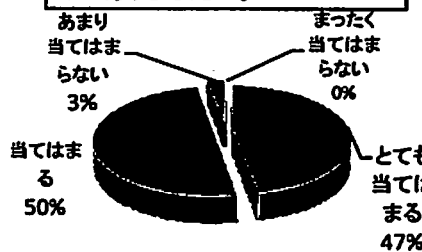


II 【あなたの学校の、いじめをなくすための活動について】

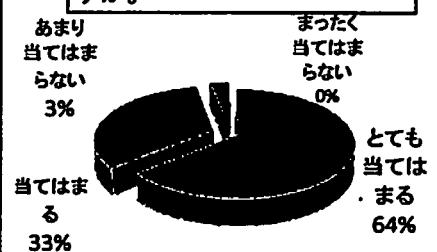
①あなたの学校における、いじめをなくすための取り組みは効果的だと思いますか。



②サミットを終えて、あなたの学校に取り入れたい活動や行動などはありましたか。



③サミットメッセージは、あなたの学校でも活用できると思いますか。



III 【感想-その他】



① サミットに参加しての感想

- ・他の学校がいじめを防止するためにやっていることや、やったことを知り、もっと知りたいと思いました。
- ・同年代の仲間が、たくさんの意見を持っていてびっくりしました。
- ・様々な学校の人とグループディスカッションできて、とても有意義な時間でした。
- ・学校それぞれにいじめに対する取組を知ることができて参考になった。いじめに対する思いは、どの学校でも同じだということも知ることができた。
- ・グループディスカッションでは、質問よりも意見が多く出てきて、とても楽しかった。みんな笑顔で親しい感じで良かった。またやってみたい。

② あなたは、学校にもどり、どんないじめ防止の活動をしたいですか。(クラス、児童会・生徒会などで)

- ・先生たちに「いじめをやめなさい」と言われてから止めるんじゃなくて、自分たちで気づける雰囲気を作っていきたいです。人ごとではない!
- ・一人一人に目を向け「一人ぼっち」を出さないような取り組みをしていきたいと思います。そして、心の共有を深めたいです。
- ・常日頃から、生徒同士でのコミュニケーションを大切に、小さな異変に気づけるようにしたい。

③ 身近ないじめをなくすために、もっと考えたいこと、やってみたいことを教えてください。

- ・もし、大人がいじめがあったらどうするか?
- ・ネットいじめはどうして起こってしまうのかを深く考えたい。
- ・いじめのない明るい地域・学校にするために必要なことを話し合ってみよう。

④ 来年度の「いじめ防止子どもサミットNAGANO」についての要望や意見を教えてください。

- ・参加校を増やして、いろんな意見を聞き、たくさんの考え方や取り組みを知りたい。
- ・発表時間を守ってほしい。発表時間を長くしてほしい。
- ・話し合った内容をメッセージにすることは難しかった。
- ・参加した人たちの交流として、親しめるレクなどがあると良い。

いじめ防止子どもサミットNAGANO アンケート結果

< 参観者33名の集計 >

平成27年12月5日実施

【あなた自身についてお伺いします】

1 本日、どのようなお立場で参加されたか、当てはまるものに○をつけてください。

1 小・中学生	0人	5 教育委員会(教育委員会)	2人
2 高校生	0人	6 学校・地域ボランティア	9人
3 大学生	0人	7 報道関係者	3人
4 一般参観者	15人	8 その他(PTAなど)	4人

【いじめ防止子どもサミットNAGANOについてお伺いします】

2 今回のサミットについて、参観する前と参観された後の感想についてお答えください。(一部回答なしを含む)

	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
--	------	--------	---------------	----------------

1 本サミットのような取り組みは、いじめ防止に有効性があると思われていましたか？

<<参観前>>	5	20	5	2
<参観後>	16	9	5	0

2 いじめ防止には、子どもたちの主体的な取り組みが必要だと思われていましたか？

<<参観前>>	21	9	2	0
<参観後>	18	12	0	0

3 いじめ防止のために、大人がすべきことについて明確な考えをお持ちでしたか？

<<参観前>>	9	17	6	0
<参観後>	23	7	0	0

3 本日の「いじめ防止子どもサミットNAGANO」についてのご感想。(自由記述)

- ・学校で子どもたちが、自主的に取り組もうとしている姿に感心した。(一般参観者)
- ・テレビ等でひとコマ番組をつくるくらいの発信があってもよいのではないか。(一般参観者)
- ・学校単位だけでなく、地域などの取りくみ発表があるとよい。(一般参観者)
- ・この発表は、いろいろなどころで、大人も子どもも、皆に聞いてもらいたい。(一般参観者)
- ・内外にアピールすることにつながり、意識が高まるものだった。(教育委員会)
- ・各校の取り組みの良さを共有していくことが大切だと思った。(学校・地域ボランティア)
- ・日頃の実践を主体としたものが多く、感動するものが多くあった。(学校・地域ボランティア)
- ・子どもたちが交流している様子がとてもよかった。(学校・地域ボランティア)
- ・各学校の取り組みについて学ぶことができとても参考となった。是非、本校でも取り入れたい。(引率職員)

4 次年度の開催に向けて、今日のサミットの改善点を含め、どのようなことを期待されますか。

- ・我が子の学校は、どんな取り組みをしているのか知らない。学校を理解していないことに気づいた。(一般参観者)
- ・一般の方も来やすい場所が良い。子ども、教師、保護者等の三者会談なども有益ではないか。(一般参観者)
- ・投票に参加したかった。また、グループディスカッションももっとそばで聞きたかった。(一般参観者)
- ・継続することの大切さを感じる。移動等の関係からも、県内持ち回りの、ブロック開催も期待。(教育委員会)
- ・サミットの内容を県内すべての小中学校に発信してほしい。多くの学校で共有すべきである。(保護者)
- ・一般参観者同士も、フリートークの時間などを設定してもよい。(引率職員)
- ・発表時間を守るよう練習してきたが、時間をオーバーしてもよかったのかと残念がっていた。(引率職員)

【いじめ防止の取り組みについてお伺いします】

5 あなたは、どのような取り組みをすればいじめがなくなるとお考えですか。

- ・温かい家庭をつくること、子どもの成育環境を整えることだと思います。(一般参観者)
- ・子どもたちにいじめに負けない心や、いじめに立ち向かえる力をつけてやることかと考えます。(一般参観者)
- ・人の個性を大切にすること。大人は地域を含め、子どもの様子を見ることでわずかな変化を見逃さないよう注意し合える社会にする。(一般参観者)
- ・いじめ根絶は不可能と思う。大人社会でもいくらでも起きている。親の関わり方が重要。(保護者)
- ・未然防止も大切だが、「いじめは起こり得るもの」ととらえ、解決する力を養っていくことが大切。(地域ボランティア)



いじめ防止 子どもサミットNAGANO

サミットメッセージ

「いじめをなくすために私たちができること」



クラスや児童会・生徒会でも、メッセージを写してみよう！

私たちができることから行動していこう！

7つのテーマで話し合った内容をメッセージにまとめました！

いじめを見かけたら

一人ではなく、まずは、友達と協力して注意すれば心強いよ。それでもだめなときは、先生や親にも協力を頼もう。

いじめの傍観者にならないために

自分から話しかけ、いじめている人といじめられている人の間をつないで、両方の話をきいてあげよう。

無視・陰口をなくすには

どんな人でも、善手なことや人と違うところがあるよ。だから、一人でのいじめにも声をかけよう。

仲間はずれをなくすには

積極的に、友達の得意なことを知ろう。そして、お互いに善手なことを認め犬なわなど、クラスみんなで活動をしよう。

いじめをなくすために大人にしてほしいこと

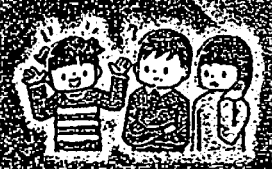
大人と子どもの距離を縮めていつでも、いつでも悩みをきいてね。

ネットいじめをなくすには

周りの人に相談しやすくして、いじめた人いじめられた人もケアできるような明るい雰囲気をつくろう。

いじめかどうか迷ったら

さりげなく話をきいて、一緒に友達や先生に相談しよう。そして、本音で向き合える場や仲盛りできる雰囲気をつくろう。



長野県教育委員会

平成 27 年度「高校生 ICT カンファレンス長野大会」について

心の支援課

1 趣旨

高校生のインターネット・スマートフォン等の利用に伴う様々な問題が急増しているため、高校生同士が身近なインターネットやスマートフォンの課題を通して共に考え、議論し、まとめ、発表することで、情報モラルの向上やインターネットの適正な利用を推進し、課題解決を図るために実施。

2 開催概要

(1) 主催 長野県教育委員会 高校生 ICT Conference 実行委員会
 構成：安心ネットづくり促進協議会、大阪私学教育情報化研究会、
 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構、
 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会

共催 総務省、文部科学省、内閣府、経済産業省

(2) 期日 ◆第1回長野大会 平成 27 年 9 月 5 日(土) 13:30~17:00
 ◆第2回長野大会 平成 27 年 10 月 3 日(土) 13:30~17:00

(3) 開催場所 松本市駅前会館 大会議室 (松本市深志2丁目3番21号)

(4) 参加者 県内の高校生 (第1回 17名、第2回 25名 計 42名)

(5) 内容

プログラム	第1回長野大会	第2回長野大会	備考
開会行事	主催者・共催者による挨拶		
事業者講演	・ソフトバンク㈱ ・㈱サイバーエージェント	・㈱ディー・エヌ・エー	インターネットの現状・課題・可能性に関する講演
熟 議	「言いたいイマドキのネットのルール&マナー!! ～高校生のボクたちだから～」		高校生によるグループ・ディスカッション (上段：メインテーマ 下段：各回テーマ)
	「大人のルール&マナーから考える」	「大人が作った子どものルール&マナーを考える」	
発 表	各グループによるプレゼンテーション		高校生による意見発表
講 評	茨城県メディア教育指導員 連絡会会長 堤 千賀子氏 (古河市教育委員会委員長)	NPO 法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会理事長 飯塚 秀伯 氏 県代表の選考・発表	長野県代表は参加者による投票で選出
	閉会行事		
主催者による挨拶			

(6) その他 ◆「高校生 ICT Conference 2015 サミット」11月(東京) 本県から1名。
 ◆「高校生 ICT Conference 2015 最終報告会」12月(東京)

【参考】 高校生 ICT Conference とは

2011年に「高校生熟議」として大阪でスタート。2014年は東京、大阪等5拠点で開催、計44校221人が参加。高校生同士が、身近なケータイやインターネットの問題を通して、共に考え、議論し、まとめ、発表することで、コミュニケーション力とプレゼンテーション力を育む場として開催。さらに高校生の意見を中央に届けるべく、各地域の代表がサミット(全国大会)により提言にまとめ、総務省、文部科学省等で発表。2015年は全国9拠点で開催を予定。

高校生ICTカンファレンス長野大会 参加生徒アンケート結果

- ◇実施日 平成27年(2015年)10月3日(土)13:30~17:15(於:松本市駅前会館)
- ◇参加者 生徒25名 (男子10名 女子15名) 大人25名 計50名
(前回 17名…男子8名、女子11名) (前回 26名) 計43名
- ◇参加校(生徒数) 【第1・2回連続参加校】 明科高校(4名)伊那北高校(4名)茅野高校(2名)
東御清翔高校(1名)松本県ヶ丘高校(8名)
【第2回新規参加校】 豊科(3名)上田(3名)
- ◇アンケート回答数 生徒24名(回収率96%) 大人6名(回収率25.0%)

【アンケート結果概要】

高校生	<ul style="list-style-type: none"> ○参加者の87.5%(前回78.4%)が今回のカンファレンス参加を「とても満足」「まあ満足」と考えていることがうかがわれる。 ○参加者全員が今回のカンファレンスの経験を今後活かしたいと考えていることがうかがわれる。 ○参加者の100%(前回94.1%)が「熟識」という取組を「非常に良い」「良い」と考えていることがうかがわれる。 ○今回のカンファレンス参加を通して「熟識」への「興味・関心」が高まったことがうかがわれる。
大人	○参加者全員が「熟識」という取組を「非常に良い」「良い」と考えていることがうかがわれる。

高校生ICTカンファレンス長野大会アンケート結果(高校生)

10月3日のICTカンファレンス(熟識)について

1 今回のICTカンファレンスの満足度

	とても満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満足	とても不満足	無回答
人数	14	7	1	1	1	0
今回	58.3%	29.2%	4.2%	4.2%	4.2%	0.0%

2 参加者で「とても参考になった」「ためになった」発言・コメントについて

たくさんあった(10以上)	ややあった(5以上10未満)	あまりなかった(5未満)	まったくなかった(0)
12	10	2	0
50.0%	41.7%	8.3%	0.0%

3 今回のICTカンファレンスで気づいたこと(自由記述 原文まま)

【感想】

- ・いろいろな人と話せて楽しかった。
- ・他の高校ではスマホの取り扱いについて、厳しい規則があるところがある。スマホのルールについて具体的な案ができたこと。
- ・生徒の気を引くための案が多く出され、自分ではなく、客観的な視点が大事だと気づいた。
- ・改善すべき点がたくさんあり、自分達にも改善するためにできることが沢山あるということ。
- ・「自主性」が大切。「ルール」から「常識」に。
- ・他校の人達は2回目ということでたくさん良い意見を出していた。自分ももっと出したかった。内容が今後役に立ちそう。
- ・他校のことを知れるのはとても良いことだと思いました。
- ・どんなことに対しても画面より面と向かって話すことが大切だと感じた。
- ・グループで違うことをテーマに考えていても、結局は同じ(似たような)結論になったこと。
- ・みんなそれぞれの考えがあること(複数)。
- ・個々の意見を発表するには、テーマが抽象的すぎた。途中で方向性をまとめてからのほうがお互いに理解し合えた。

【これからの取組に関するもの】

- ・伝えるには紙ではなく、動画や劇の方が伝わりやすい。
- ・このような様々な高校との交流がこれからの高校を良くするカギなのだと思います。
- ・このような場に参加することで、自分の経験が増えるし、成長することができると思ったので、これからも積極的に参加したいと思った。
- ・やはり大人から強制されることなくやった方が続きやすいし、普及しやすいと思う。熱が冷めないうちにまた議論したい。
- ・各学校、考えていることは同じと気づけて良かった。良い取組を真似したい。
- ・今後のスマートホンの使用マナーや意識などスマホの使い方の改善策。
- ・生徒間での働きかけが大切！！。

【その他】

- ・私は1人で話したいことがある。自分の意見を全体にしていく。

4 今回のICTカンファレンスの経験を今後の活動で活かしたいか

積極的に活かしたい	機会があれば	どちらともいえない	あまり思わない	どう活用すればいいか分からない
18	6	0	0	0
75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

5 今回のICTカンファレンスを受けて今後どのようなことをやってみたいか(自由記述 原文まま)

【自校での取組に関するもの】

- ・動画で広める(わかりやすく)(複数)
- ・まずは自校での使用時間アンケート(複数)
- ・今回のことを活かして学校でやってみたい。
- ・自分の学校に帰って、スマホのルールについて生徒同士で考え、ルールを設けたい。
- ・どのような問題点が自校にあり、それにあつたどのような活動があるのか、生徒会で話してみたい。
- ・生徒への呼びかけ。
- ・生徒会活動の一環として生徒、保護者、教師に発信。
- ・スマホに向ける個人の意識変化。
- ・新ルールをつくりたい。
- ・学校の校風に関わっていければと思った。
- ・先生や上の人から言われるだけでは、自分もやる気にならないけど、このような話し合いに参加して考えることで自分の行動を見直すことができるので、やっぱり自分できちんと考えることが大事だと思った。
- ・生徒会で話し合つて校内に広めたい。
- ・スマホ回収BOXを実行したい。
- ・授業を聴く。

6 今回のICTカンファレンスでつたえきれなかったことや、あなたの行われている活動や考えがあれば書いてください(自由記述 原文まま)

- ・動画づくり(複数)
- ・学校のお昼の時間以外はスマホを使わない。
- ・制限されるだけでいいのか、というのが率直な感想。まず自分で考えてほしい。
- ・グループごとの議論はできたので、長野大会全体としての意見を出していきたい。
- ・高校生という青春の毎日をスマホにとらわれずに楽しみたい。

長野県の高校生の皆さんへ

見直したい! スマートフォンやインターネットに依存する生活

高校生ICTカンファレンス長野大会からのメッセージ

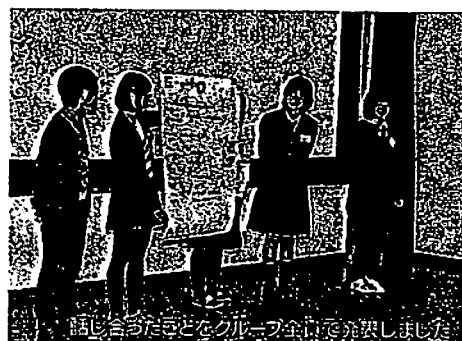


皆さんは自分自身や周囲のスマートフォンやインターネットの利用をどう感じていますか?

- ❶ 家庭学習時間や睡眠時間が短いなあ… “使いすぎ”になっていないだろうか?
- ❷ 日常生活に影響がでない利用方法を考えたいけれど… 自分だけでは難しいこともあるよ
- ❸ 書き込まれたメッセージで傷つく人が周りにいるけど… 何とかしたいなあ



グループことで話し合いを行いました。



話し合うだけでなくグループ全員で発表しました。

こうした課題について、平成27年9月、10月に県内の高校生が集まり「高校生ICTカンファレンス長野大会」が開かれました。

参加した高校生は身近なスマートフォンやインターネットの課題について自ら考え、他の人の意見を聞きながら議論し、意見をまとめました。

こんな悩みや意見が出されました



友だちがスマホへの書き込みが原因で人間関係に悩んでいる。みんなが気持ちよく利用するにはどうしたらいいのだろうか?

スマホに依存していると、リアルなコミュニケーションの良さを忘れがちだね。

※「ネット依存の自覚がある」と回答する高校生 30%



スマホの利用時間のアンケートをとり、学力との関係をグラフにするなど、目に見える形で示せば自覚や自主性が身につくのでは。

※「1日4時間以上利用する」と回答する高校生 26%

利用のルールを私たち生徒自身が主体的に考え、みんなで守ることが大切だね。



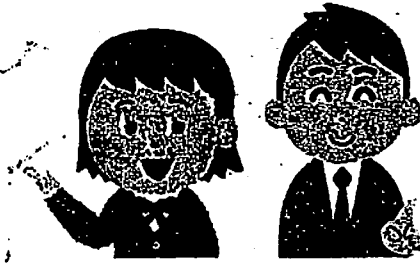
高校生という「青春」の毎日を、スマホにとらわれずに楽しみたい!

※長野県教育委員会:H27年度「インターネットについてのアンケート」調査結果より

グループ発表で出された学校でルールづくりを進める時のポイント

まず私たち
高校生自身で考える。

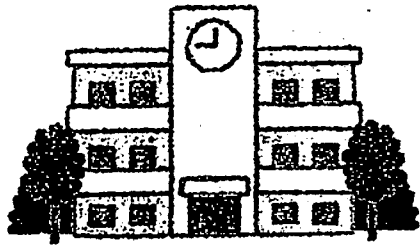
自分の周りの人とリアルな
コミュニケーションの
良さをもう一度確かめる。



関心を高めるために
動画など”見える形”
にして示す。

利用時間の長さや
時間帯を話し合う。

私たちの学校ではこんな取組を考えています～参加校から～



誰もが安心して過ごせる学校生活

「ながらスマホ」の危険性などを扱った動画を作成して、生徒総会で上映し全校の皆さんに見せて考えてもらいます！ (A高校)

利用についての全校生徒へのアンケートを行い、学校オリジナルのガイドラインをつくり、先生にも意見を聞きながら進めます。 (B高校)

近くの学校の生徒会と連携してこの課題を考えていきたいです。学校の取組を地域に発信していきたいです。 (C高校)



あなたの周りや学校にあったらいいと考えるルールを書いてみましょう。

長野大会から長野県の高校生の皆さんへ

あなたの周りにいる人と望ましい使い方ができるように約束事を決めませんか

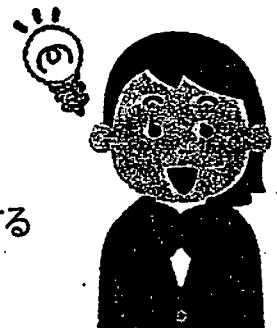
- 【例】
- やり取りする相手と「返信時間は〇時まで」など決まりをつくる
 - インターネット上に勝手に他人の個人情報を載せない

あなたの学校で、主体的にルールづくりに取組んでみませんか

- 【例】
- 生徒会が中心となってガイドラインやルールをつくる
 - クラスや学年でルールについて話し合う
 - 他校の生徒会との交流会を開き、各校の様子やアイデアを情報交換する

みんなの関心が高まるように発信の方法を工夫してみませんか

- 【例】
- 動画を作成して生徒総会で上映し、全校生徒に考えてもらう



“高校生の高校生による高校生のため”のスマートフォンやインターネットの適正な利用に向けたルールづくりを進めましょう！

長野県教育委員会

人権教育講師派遣事業 概要

1 事業の趣旨

平成16年度「いじめ等に苦しんだ経験者から、いのちの大切さと人権の尊さを学ぶ授業・校内研修会」として開始した。子どもたち自身や子どもを支える教師・保護者等を対象に、人権教育に関する理解及び認識を深めるため、特に一人一人の大切さを認めることを重点に各校の人権教育に資する。

2 職務内容等

(1) 職務

- ① 一度の訪問で1回の講演を実施する。ただし、派遣希望先からの要望で、2回の講演を実施する場合もある。
- ② 1回の実質講演時間は、学校等の日課に合わせて60～90分を目安とする。

(2) 勤務条件

謝金（1時間 3,100円）及び旅費は、県予算の範囲内で全額負担する。ただし、講演数が予算額を超えた後の依頼に関しては、派遣希望先の負担をお願いする場合がある。

(3) 任用期間

年度末に、次年度の継続について各講師に確認する。

3 講演方法

- (1) 児童生徒を対象とする講演は、全校・学年・学級単位を基本とする。
- (2) 学校職員やPTAそれぞれを対象とする講演も実施する。
- (3) 講師の自己紹介、また講演の概要や中心となる内容等を書面にまとめる。（前年度準備）
- (4) 講演時間は、60分から90分程度とする。
- (5) 講演会場は、学校等、講演依頼者の希望を考慮する。
- (6) 講演日程は、心の支援課の担当を通じて調整する。

4 講演実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
講演学校数合計(校)	64	74	88	53	56
講師数(組)	4	4	4	4	5
平均(校)	16.0	18.5	22.0	13.2	11.2

5 人権教育講師派遣事業 講演実施の手順

講師氏名	講演の中心内容等
宮田 幸久 宮田 元子	「命の尊さ」「暴力事件の経過」「子どもを失った親の願い」 ご夫婦で講演。
秦 健二	「いじめられた側の気持ち」「癒されない心の傷」 「いじめは許さない!という強い決意と現在の活動」
岡本 豊	「いじめとは何か(ワークショップ形式で)」 「いじめを起こさないための心がけ」「友を失った悲しみと後悔」
山城 竣一 山城 美記代	「小学校時代のいじめ」「いじめられた側の気持ち」 「両親の支えといじめに負けない生き方」
武井 美千代	「中学校時代のいじめ・不登校」「いじめの記憶は人生を奪う」 「息子の死」「残された親の悲しみ・苦しみ・息子の夢をつなぐために」
長岡 春奈	「いじめていい人なんていない!」「だれだって普通な人」 「一人じゃないうれしさ」

平成 27 年度人権教育講師派遣事業に関する感想（教職員から抜粋）

- 1 ワークショップを取り入れ、子どもたちが参加できるよう工夫された講演会だと思います。子どもたちなりに真剣に考え、意見を発表し、人それぞれ違う考え方があることを知ることは貴重な経験だったと思います。後半は、講師の辛い経験の語りから、子どもも我々教師も命の大切さはもちろん、友情とは何か等、大切なメッセージを受け止めることができました。
- 2 暴力事件について、ここまで経緯を細かくお聴きしたことはありませんでした。しかも、被害者の立場から語っていただいたことで、暴力を根絶しなければならないという強い気持ちをもつことができました。気のせいかもしれませんが、最近再び社会で暴力事件が増加しているのではないかと危惧しているところです。学校は社会の縮図ですので、我々教師も、命を大切に、暴力を憎む姿勢を改めなければならないと思います。
- 3 小さい頃に発病し、苦しい思いをしてきた人に、自分と異質ということで、理解できなかったり、傷つけたりしてしまう。講師が語られる真実の言葉が、多くの子どもたちの、これからの生き方に何らかの影響を与えてくれたものと思います。私自身にできることは、それぞれが違う存在で違っていいこと、自分と違うことを認めること、そして自分自身も認められる存在であることを自覚すること。そんなことを生徒に伝えていくことだと考えています。
- 4 今まで以上に生徒の少しの変化やサインに気が付けるよう目を配っていかなければならないという風を感じた。もし私が知っているところで何かいじめのようなものが起きてしまった場合には、迅速に対応していきたいと思う。つらい経験を話していただいたので、この学校の先生みんなですっかり対策をしていきたいと思った。
- 5 障がいの有無や不登校経験の有無に関わらず、生き易い、過ごし易い、自分の居場所になれるような場所がどこかにあれば、その場所の1つが学校になれば、と思いながら日々生徒と接するよう心がけています。1人の人間としての居場所が確保されないような学校や職場にはしてはいけないと改めて思いました。また、同じ子を持つ母親として、講師の方の勇気や心の整理や様々な思いを感じながらお話を伺い、胸の熱くなる思いでした。冷静に落ち着いてお話しされるまでには、葛藤や気持ちの整理に時間もかかったことと思います。

平成27年度 学校生活相談センターの相談受付状況について

心の支援課

1 学校生活相談センターの概要

長野県いじめ防止対策推進条例の制定を契機とし、児童生徒や保護者等がいじめ・不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みについて安心して相談できる窓口として、従来の「こどもの権利支援センター」を改称して平成27年度に設置。

- いつでも相談ができるよう24時間体制で受け付けている（夜間は専門業者に委託）。
※文部科学省の全国共通相談ダイヤル「24時間子どもSOSダイヤル」の制度を活用
- 指導主事と共に臨床心理士を配置し、いのちに関わる相談等に対しては専門的な見地からカウンセリングやアドバイスを行っている。
- 児童生徒への周知については、チラシを作成し各学級ごとに掲示したほか、中学・高校生の生徒手帳への掲載を依頼した。また、保護者に対しても学級通信などで周知を行った。
- 各学期において、長期休業明けなど児童生徒の生活面や人間関係に変化が生じる時期をとらえ、子ども本人が抱える悩み相談に応じるため、子ども専用の無料相談電話を開設した。（6月、9月及び1月）

2 平成27年度の相談受付状況

(1) 相談の形態

区分	相談件数	割合	延相談回数	割合
電話(平日昼間)	400	56.6%	490	54.1%
電話(夜間・休日)	254	35.9%	332	36.7%
メール・ファックス等	53	7.5%	83	9.2%
合計	707	100.0%	905	100.0%

前年度比較
平成26年度 平成27年度
相談件数 307件 → 707件
延べ相談回数 393件 → 905件

(2) 相談者

区分	相談件数	割合	延相談回数	割合
子ども	168	23.8%	222	24.5%
大人	527	74.6%	669	74.0%
不明	12	1.6%	14	1.5%
合計	707	100.0%	905	100.0%

* 相談者の内訳では、大人からの相談が多く(527件、669回)7割を超えている。

(3) 相談対象児童生徒

区 分	相談件数	割合	延相談回数	割合
就 学 前	7	1.0%	11	1.2%
小 学 校 低 学 年	99	14.0%	126	13.9%
小 学 校 高 学 年	141	19.9%	183	20.2%
中 学 生	205	29.0%	254	28.1%
高 校 生	182	25.7%	236	26.1%
そ の 他	27	3.8%	40	4.4%
不 明	46	6.6%	55	6.1%
合 計	707	100.0%	905	100.0%

* 相談対象児童・生徒別の相談件数をみると中学生、高校生、小学校高学年の順に多い。

(4) 月別の相談状況

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	53	47	75	87	51	96	50	52	55	40	57	44	707
割 合	7.4%	6.5%	10.5%	13.1%	7.1%	13.5%	7.0%	7.3%	7.7%	5.6%	8.1%	6.2%	100.0%
延べ相談回数	68	61	94	108	66	113	62	77	71	67	66	52	905
割 合	7.5%	6.7%	10.4%	11.9%	7.3%	12.5%	6.9%	8.5%	7.8%	7.4%	7.3%	5.8%	100.0%

* 月別では、特設無料相談電話を開設した9月が多くなっている。

(5) 相談の主訴

区 分	相談件数	割合	延相談回数	割合
いじめに関すること	122	17.3%	159	17.5%
不登校に関すること	83	11.7%	92	10.2%
子どもに関すること (いじめ・不登校を除く交友関係の悩み等)	152	21.5%	181	20.0%
教師・学校の対応に関すること	195	27.6%	272	30.1%
家族、子育てに関すること	54	7.6%	65	7.2%
その他(障がい、ご意見など)	101	14.3%	136	15.0%
合 計	707	100.0%	905	100.0%

* 相談の主訴は、「教師・学校の対応に関すること」が27.6%、「交友関係の悩み等」が21.5%、「いじめに関すること」が17.3%と続き、相談内容は学校生活全般に渡っている。

3 平成28年度の対応について

- 本年4月1日からフリーダイヤル化により電話番号を変更

電話番号 0570-0-78310 → 0120-0-78310 (なやみいおう)

※「24時間子どもSOSダイヤル」の全国一律フリーダイヤル化に伴うもの

- フリーダイヤル化に伴い、別添のチラシを作成するなどし、児童生徒・保護者等に対し再度周知を行った。

インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ

長野県PTA連合会会長 青木 十郎
長野県高等学校PTA連合会会長 木下 正樹
長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

小学生のみなさんへ

～ インターネットの危険から、自分や家族、友だちを守りましょう ～

インターネットは、たくさんの方が使っています。ルールを守らないと、自分や家族、友だちがこわい思いをしたり、悲しい気持ちになったりします。

自分や家族、友だちを守るために、使い方のルールを決めて守りましょう。

インターネットを悪いことに使う人がいます！

- ◆ 自分や家族、友だちの情報を教えない！
 - ・名前、住所、電話番号、メールアドレスなどを教えてはいけません。
- ◆ インターネットで知り合った人とは絶対に会わない！
 - ・インターネットで知り合った人は、本当はどんな人かわかりません。（メールや電話をしたり、直接会ったりすることはとても危険です。）

悲しい気持ちになる人がいます！

- ◆ 自分がされていやなことは、言わない！書かない！
 - ・インターネットに人の悪口を書き込むことは犯罪です。

生活のリズムや体調がくずれます！

- ◆ 使う「時間」を守る！
 - ・使う時間が長くなると、生活のリズムや体調がくずれます。
 - ・夜（ ）時まで、合計（ ）分までと時間を決めて守りましょう。
- ◆ 使う「場所」を守る！
 - ・ゲームやインターネットは、保護者から見える場所で使しましょう。

「使い方のルール」を決めて守りましょう！

- ◆ 保護者と話し合って使い方のルールを決める。
- ◆ 決めたルールを「使い方のルール」の用紙に書く。
- ◆ 「使い方のルール」の用紙を見えるところにはり、ルールを守る。

インターネットを利用できる機器の 「使い方のルール」の例

使う時間を守る！

- ・使う時間は夜（ ）時まで。合計（ ）分まで。
- ・食事中は使わない。

使う場所を守る！

- ・ゲームやインターネットは保護者から見える場所で使う。
(インターネットを利用できる機器を自分の部屋に持ち込まない。)

自分や家族、友だちを守る！

- ・自分や家族、友だちの情報を教えない。
(情報：名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)
- ・自分や家族、友だちの写真や動画を送らない。
- ・知らない人とメールや電話で「やり取り」をしない。
- ・インターネットで知り合った人とは絶対に会わない。

人を悲しい気持ちにさせない！

- ・インターネットに人の悪口を書き込まない。

困ったときは必ず大人に相談する！

【困ったときの相談窓口】ひとりでなやまず相談してください。

学校生活相談センター 0120-0-78310 (24時間)

長野県子ども支援センター 0800-800-8035 (子ども専用無料電話)
月～土 10:00～18:00

インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ

長野県PTA連合会会長 青木 十郎
長野県高等学校PTA連合会会長 木下 正樹
長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

中学生・高校生のみなさんへ

～ インターネットの危険から、自分や家族、友だちを守りましょう ～

インターネットは世界中の人たちが使っています。インターネットを安全に利用するためのマナー、モラル、ルールを守らないと、大きなトラブルに巻き込まれてしまいます。

インターネットを利用できる機器の使い方を振り返り、インターネットの危険から、自分や家族、友だちを守りましょう。

インターネットを悪いことに使う人がいます！

- ◆ 自分や家族、友だちの情報を教えない！
 - ・住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどを教えてはいけません。
(写真のGPS情報などから、自宅が特定されることもあります。)
- ◆ インターネットで知り合った人とは絶対に会わない！
 - ・メールや電話で「やり取り」したり、直接会ったりすることはとても危険です。

青少年が被害にあった事例

中学2年生のAさんは、オンラインゲームで知り合った相手と仲良くなり、直接メールをするようになった。ある日、相手から「顔写真を見たい」というメールが届き、求めに応じて自分の写真をメールで送信したところ、「写真をネットにばらまくぞ！」というメールが返ってきた。その後も、「電話番号を教えろ！」「家まで会いに行くぞ！」などのメールが続き、「直接会って話をしよう！」と相手に誘い出され、ホテルでわいせつな行為をされた。

悲しい気持ちになる人がいます！

- ◆ 自分がされて嫌なことは、言わない！書かない！
 - ・インターネットに人の悪口を書き込むことは犯罪行為です。

生活のリズムがくずれます！体調が悪くなります！

- ◆ 使う「時間」を決めて守る！
 - ・夜（ ）時まで、合計（ ）時間までと時間を決めて守りましょう。

フィルタリングは「あなたを守る」ための技術です！

- ◆ 青少年のインターネット利用は、フィルタリングの利用が条件です。
 - ・フィルタリングサービスは、青少年に有害なサイトや過去に被害の報告があった危険なサイト（悪意あるサイト）に「つながりにくく」するための技術です。

マナー ① ② ③ ルール ……自分や家族、友だちを ④ ⑤ ⑥ ために！

インターネットを利用できる機器の使い方を振り返りましょう！

機器の使用時間について振り返りましょう！

Q1：学校の授業以外で、平日に1日どのくらい「インターネットを利用できる機器」を使用していますか？

- | | | | |
|---------------|-----|----|---------------------------|
| 学習に使用 | () | 時間 | } 「学習に使用」以外の
合計 () 時間 |
| ゲームに使用 | () | 時間 | |
| 動画や音楽の視聴に使用 | () | 時間 | |
| メールやSNSの利用に使用 | () | 時間 | |
| その他の目的に使用 | () | 時間 | |

Q2：平日の家庭学習の時間はどのくらいですか？ () 時間

Q3：平日の睡眠時間はどのくらいですか？ () 時間

機器を使用した情報の発信について振り返りましょう！

※次のQ4～Q6の質問について、あてはまるところに○印をつけましょう。

Q4：インターネットに発信している自分自身の情報は・・・

(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・自分だとわかる写真や動画)

Q5：インターネットに発信している家族、友だち、先輩、後輩などの情報は・・・

(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・その人だとわかる写真や動画)

Q6：インターネットを利用して人の悪口を書き込んだことが・・・

(ある・ない)

Q7：Q1～Q6を振り返って、あなたはどのように感じましたか？

[]

Q8：インターネットを利用して困ったとき、あなたは誰に相談しようと思いますか？

[]

困ったときは信頼できる大人に相談しましょう！

【電話相談窓口】ひとりでなやまず相談してください。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------------------------|
| 学校生活相談センター | 0120-0-78310 | (24時間) |
| 長野県子ども支援センター | 0800-800-8035 | (子ども専用無料電話)
月～土 10:00～18:00 |

インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ

長野県PTA連合会会長 青木 十郎
 長野県高等学校PTA連合会会長 木下 正樹
 長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

学校・保護者・地域の皆様へ

～ インターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルールづくり」を推進しましょう ～

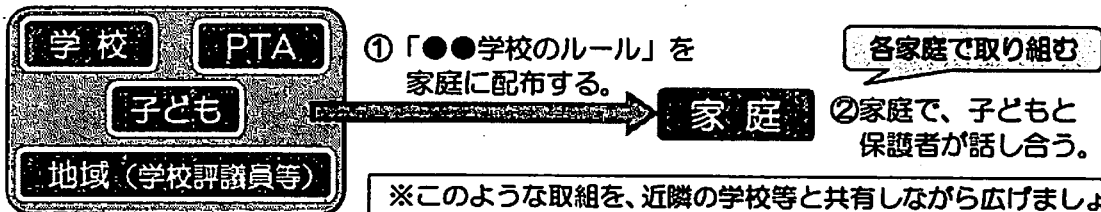
インターネットを利用できる情報通信機器(携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、携帯音楽プレイヤーなど)は、とても便利なコミュニケーションツールです。

しかし、機器の使用を通して「いじめ」「性的な被害」「詐欺」「依存」などの様々な問題が発生していることも事実です。

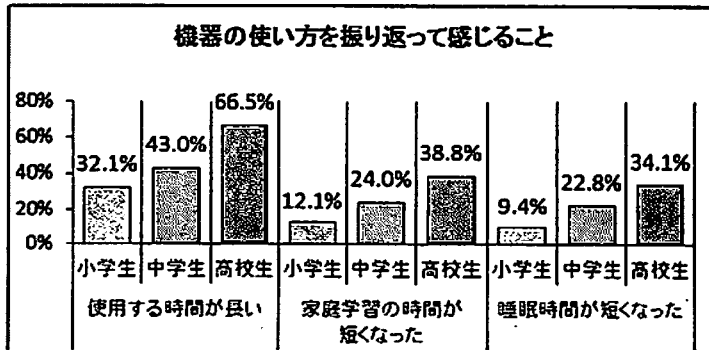
インターネットの危険から子どもを守るため、まずは、私たち大人が子どものインターネット利用の実態や子どもへの指導方法を知るとともに、学校・PTA・地域等が連携して、子どもと話し合いながらインターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルールづくり」を推進しましょう。

(取組の例) 家庭で子どもと保護者が話し合う「きっかけ」をつくる!

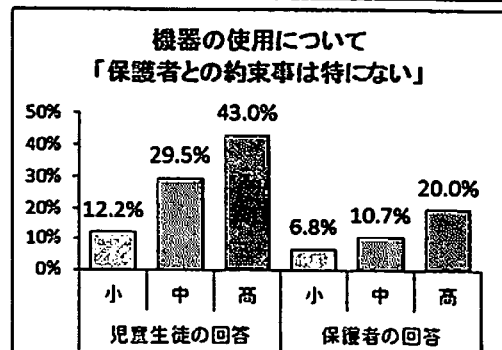
- ① 学校・PTA・地域等が連携し、子どもと話し合いながらインターネットを利用できる機器の使用に関わる「学校のルール」をつくり、各家庭に配布する。
- ② 各家庭で、学校から配布された「学校のルール」を参考にしながら、機器の使用に関わる「我が家のルール」について子どもと保護者が話し合う。



平成 27 年度「インターネットについてのアンケート」調査結果より



インターネットを利用できる機器の自身の使い方を振り返り、多くの子どもが「使用する時間が長い」「家庭学習の時間が短くなった」「睡眠時間が短くなった」などの問題点を自覚しています。



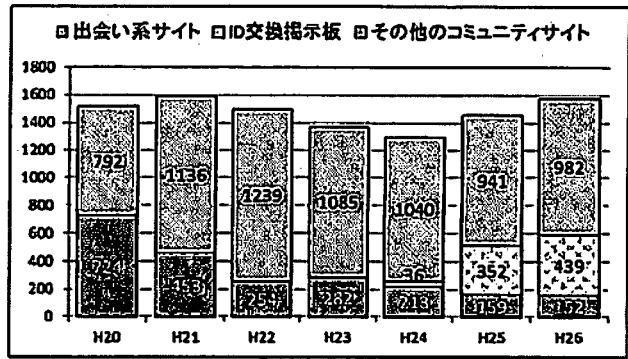
機器の使用について「保護者との約束事は特にない」という認識には、子どもと保護者の間に大きな差があります。

フィルタリングの利用を推進しましょう！

- ◆ 子どもの発達段階に合わせてインターネットの利用を適切に管理することは保護者の責務です。(青少年インターネット環境整備法 第6条より)
- ・フィルタリングサービスは、青少年に有害なサイトや過去に被害の報告があった危険なサイト(悪意あるサイト)に「つながりにくく」するための技術です。

「出会い系サイト」に利用による被害児童(18歳未満)が減少する一方で、無料通話アプリ等の「ID交換掲示板」や「コミュニティサイト」の利用を通して被害に遭う児童の割合が急増しています。コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のうち96.3%がフィルタリングを利用していませんでした。

(警察庁：平成27年度上半期調査より)



青少年が被害にあった事例 保護者がネットのリスクを知り、子どもに伝えましょう！

中学2年生のAさんは、オンラインゲームで知り合った相手と仲良くなり、直接メールをするようになった。ある日、相手から「顔写真を見たい」というメールが届き、求めに応じて自分の写真をメールで送信したところ、「写真をネットにはちまくぞ!」というメールが返ってきた。その後も、「電話番号を教える!」「家まで会いに行くぞ!」などのメールが続き、「直接会って話をしよう!」と相手に誘い出され、ホテルでわいせつな行為をされた。

インターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルール」の例

使う時間を守る!

- ・使う時間は夜()時まで。合計()時間まで。

使う場所を守る!

- ・機器を自分の部屋に持ち込まない。(保護者の目が届く場所で機器を使う。)

自分や家族、友だちを守る!

- ・自分や家族、友だちの情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど)を教えない。
- ・自分や家族、友だちの写真や動画をインターネットに公開しない。
- ・知らない人とメールや電話で「やり取り」をしない。
- ・インターネットで知り合った人とは絶対に会わない。

人を悲しい気持ちにさせない!

- ・インターネットに人の悪口を書き込まない。

困ったときは必ず大人に相談する!

- ・困ったときは子どもだけで解決しようせず、信頼できる大人に相談する。

【困ったときの相談窓口】 家庭で悩みを抱えず相談してください。

学校生活相談センター 0120-0-78310 (24時間) なやみいおう

長野県子ども支援センター 0800-800-8035 (子ども専用無料電話) 月~土 10:00~18:00

^{ほごしゃ}保護者と話し合い、使い方のルールを決める！

⇒ 決めたルールを用紙に書く！ ⇒ 見えるところに掲示して、ルールを守る！

^{りよう}インターネットを^{きき}利用できる機器の

使い方のルール (^{けいじよう}掲示用)

◆使う時間を守る！

• _____
• _____

◆使う場所を守る！

• _____
• _____

◆自分や家族、友だちを守る！

• _____
• _____

◆人を悲しい気持ちにさせない！

• _____
• _____

◆ルールを守らなかったときは、^{きき}機器を^{ほごしゃ}保護者に^{あず}預けて話し合います。

年 月 日()

子どもの署名(サイン) _____

保護者の署名(サイン) _____

^{こま}【困ったときの^{そうだん}相談窓口】ひとりでなやまず^{そうだん}相談してください。

^{そうだん}学校生活相談センター 0120-0-78310 (24時間)

^{しえん}長野県子ども支援センター 0800-800-8035 (^{せんようむりょう}子ども専用無料電話)
月～土 10:00～18:00

いじめ防止リーフレットについて

長野県教育委員会事務局心の支援課

本年3月に制定された「長野県いじめ防止対策推進条例」の規定により、いじめの防止等のための推進、また、条例制定の周知を図るため、参考資料としてのリーフレットを作成いたしました。

「長野県いじめ防止対策推進条例」

- 県は、いじめの防止等に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒向けの資料の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。(第14条 第2項)
- 県は、児童生徒、保護者がいじめについて安心して相談をすることができるよう相談体制の充実を図るものとする。(第12条)

<条例本文は以下のURLへ>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki/documents/ijimeiyorei.pdf>

◎人権教育や道徳教育、学級活動等を利用して、条例ができたこと・県民みんなでいじめをなくすよう行動していくこと等の内容について、学校や児童生徒の状況に応じて活用してください。

○各学校への送付数：児童生徒数+学級数+10部

○リーフレットの構成と活用例【小学校低学年用、小学校高学年用、中学校・高等学校用の3種類】

構成	活用例
①条例の紹介 ・「長野県いじめ防止対策推進条例」の概要を掲載（一部抜粋）しました。 ・発達段階に合わせて文章表現を工夫しました。	○導入として、短学活や道徳などの時間を利用して、条例を読んで紹介したり、具体的に考えたりする。
②考えたり確かめたりする資料 ・改めて、いじめについて考える資料を差し込みました。 ・困ったときに一人で悩まず誰かに相談できるように、記入して確認する欄を設けました。（小学校用） ・ネットいじめを例にした資料を差し込みました。（中高用）	○条例ができれば、いじめがなくなるわけではありません。私たちは何をすればよいか、資料を参考にして考えたり、話し合ったりして、行動目標を書き出してみる。 ○児童生徒とともに、本年度の校内相談支援体制を確認したり、身近な人に相談しづらい時は「学校生活相談センター」等の相談先があることを紹介したりする。
③相談窓口の紹介 ・本年度、心の支援課に新規設置した「学校生活相談センター」を紹介しています。	○資料を家庭へ持ち帰り、保護者と一緒に確認するなどの活用も考えられます。

ながのけん
長野県には、いじめをなくしていくための「じょうれい（きまり）」があります。



ながのけん
 長野県には、みんなできょうカして いじめ をなくしていくための「じょうれい（きまり）」があります。
 どんな「じょうれい（きまり）」なのか、^{がくしゅう}学習しましょう。

^{もく}
目てき（1じょう）

- いじめがあると、わたしたちは^{しあわ}幸せになれません。
- いじめをなくすために、「じょうれい（きまり）」を^{つく}作りました。

いじめとは？（2じょう）

- いじめとは、^{とも}友だちの^{こころ}心や^{からだ}体をきずつけることです。
- いじめは、^{たいせつ}大切な^{いのち}命をうばってしまうこともあります。

^{めざ}
目指す「すがた」（3じょう）

- みんなが^{あんしん}安心して、^{べんきょう}勉強や^{うんどう}運動に^と取り組めるようにします。
- いじめを^み見つけたら、それを^と止められる^こ子どもを^{そだ}育てます。

いじめの「きんし」（4じょう）

- どんな^{りゆう}理由があっても、いじめをしてはいけません。

^{せんせい}
先生がすること（7じょう）

- 先生たちが^{せんせい}きょうカして、^{りよく}学校からいじめをなくします。
- いじめがあつたら、いじめをやめさせ、いじめられている^こ子どもを^{まも}守ります。

^{ひと}
おうちの人がすること（8じょう）

- 自分を^{じぶん}大切に^{たいせつ}思う^{おも}気持ちや、^{ひと}人を^{おも}思いやる^{こころ}心を^{おし}教えます。
- 子どもがいじめられたときは、^こ子どもを^{まも}いじめから守ります。

^{あんしん} ^{そうだん}
安心して相談できるようにします（12じょう）

- いじめられたときやこまったとき、^{あんしん}安心して^{そうだん}相談できるようにします。

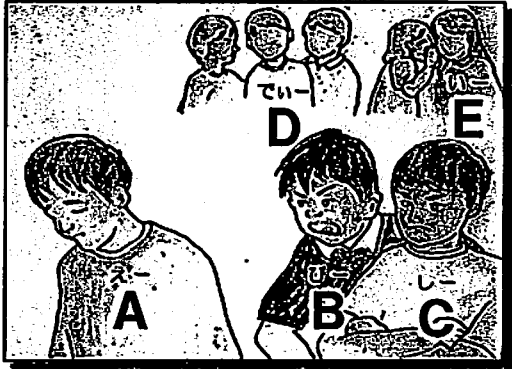
^{りよく}
みんなできょうカして「いじめ」をなくしましょう！



長野県PRキャラクター
 「アルクマ」
 ©長野県アルクマ

いじめ いじめ について考えてみましょう！

^{えー}Aさんは、^{ひー}Bさんと^{しー}Cさんから「^{わるぐち}悪口」
 を言われています。^{えー}Aさんは、どんな^{きもち}気持ち
 だと思いますか。また、^{えー}Aさんのために、
 あなたは ^{おん}なにができると思いますか。



- ^{えー}Aさんは、どんな^{きもち}気持ちだと思いますか。
- ^{えー}Aさんのために、あなたは ^{おん}なにができると思いますか。
- ^{とも}友だちの ^{かんが}考えも聞いてみましょう。

「いじめにあったとき」や「いじめを見つけたとき」は、
 ひとりでなやまないで、まわりに ^{そうだん}相談しましょう。

◇こまったときに「^{そうだん}相談できそうな人」の名前を書いてみましょう！

^{とも} 友だち	^か 家ぞく
^{がっこう} 学校の先生	^{ひと} そのほかの人



長野県PRキャラクター「アルクマ」
 ©長野県アルクマ

がっこうせいけいかつそうだんせんたー ^{そうだんでんわ}（相談電話）

^{でんわばんごう}電話番号 0120-0-78310

^{めーるあどれす}メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

^{ひと}まわりの人に ^{そうだん}相談しにくいときには、
^{そうだんでんわ}相談電話 ^{りょう}を利用しましょう。

【保護者の皆様へ】
 ※いじめや不登校など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。（夜間・休日を含めて24時間）
 ※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

ほうしだいさくすいしんじょうれい

「長野県 いじめ 防止対策推進条例」



長野県には、いじめをなくしていくための条例（きまり）があります。子どもから大人まで、県民みんなでいじめ防止に取り組むための、長野県のきまりです。条例を読んで、いじめをなくすための学習をしましょう。

1 条例を読み深めてみよう！（条例のいくつかを読んでみよう）

条例の目的（第1条）

- ・いじめは、子ども（児童）たちの人権（幸せになる権利）を傷つけます。
- ・心や体を傷つけ、成長に害を与えます。命が危険になることもあります。

いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、友だちの心や体を傷つけることです。
- ・インターネットを使ってすることもいじめです。
- ・いじめられた子は、心や体がとても苦しくなります。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・みんなが安心して勉強などに取り組む、学校の中でも外でも落ち着いて過ごせるようにします。
- ・みんながいじめをせず、また、いじめられている子を助けてあげられる行動をします。

いじめの禁止（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

いじめをなくすために学校の先生がすること（第7条）

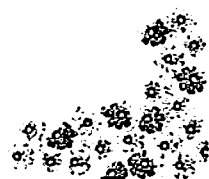
- ・先生たちが協力して、学校からいじめをなくします。
- ・いじめがあったら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを守ります。

おうちの人がすること（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや、人を思いやる心を教えます。
- ・子どもがいじめられたときは、子どもをいじめから守ります。

相談体制を充実させます（第12条）

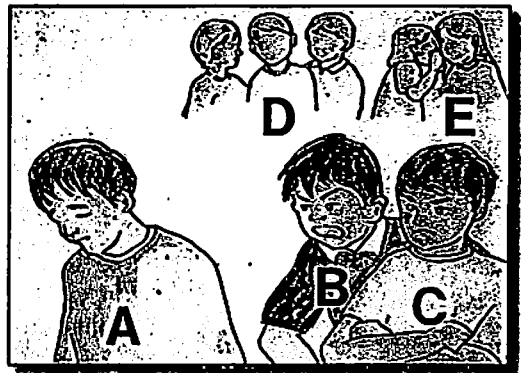
- ・困ったとき、子どもやおうちの人安心して相談できるようにします。



2 「いじめ」とはどのようなことか考えてみよう！



Aさんは「いじめ」を受けています。
Bさん～Eさんの立場のうち、「いじめ」
だと思ふことを、それぞれあげてみよう。



・ 友だちとの話し合いから…

・ いじめに対して、あなたが「できること」は何でしょう。

3 困ったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみよう！

<u>友だち</u>	<u>家族</u>
<u>学校の先生</u>	<u>そのほかの人</u>



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

4 いじめがあったとき、安心して相談できる窓口があります。

学校生活相談センター（相談電話）

電話番号 0120-0-78310 (24時間)

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

【保護者の皆様へ】

※いじめや不登校など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。（夜間・休日を含めて24時間）

※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

まわりの人に相談しにくいときには、
相談電話を利用しましょう。

知っていますか？ いじめ防止の条例！

長野県には、子どものいじめをなくしていくための「長野県いじめ防止対策推進条例」があります。長野県民みんなでいじめ防止に取り組みましょう。

長野県いじめ防止対策推進条例（概要）

条例の目的（第1条）

- ・いじめは、人の心や体を傷つけ、人権を侵害する行為です。
- ・命が危険になることもあります。
- ・この条例は、そのようないじめを防止するためにつくられました。

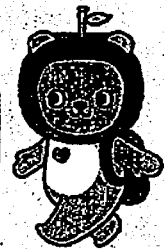
いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、相手が心身の苦痛を感じる行為のことです。
- ・インターネットを使った行為もいじめです。

条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・学校の内でも外でもいじめをしません。
- ・いじめを発見したら放置しません。
- ・いじめをなくすために生徒自ら行動します。

県民「みんな」が協力して「いじめ」をなくします！



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

いじめの禁止！（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

学校と教職員が取り組むこと（第7条）

- ・学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・いじめが確認されたときには、いじめをやめさせ、再発を防止します。

保護者が取り組むこと（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みます。
- ・子どもがいじめを受けたときには、子どもをいじめから守ります。

相談体制を充実させます（第12条）

- ・県は、子どもや保護者が安心して相談できる体制を整備します。

ネットいじめへの対応（第13条）

- ・学校、保護者、地域が一体となって「情報モラル教育」を推進します。

いじめをなくすために、自分たちにも「できそうなこと」について意見交換しましょう。

条例の全文は、長野県教育委員会ホームページ（生徒指導）にあります。

QRコード→



<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijimejyorei.pdf>

学校生活相談センター（電話相談・メール相談）

- ・いじめや不登校など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者の方からの相談を受け付けています。
- ・相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

電話番号 0120-0-78310（24時間）

なやみいおう

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

QRコード→



「ネットいじめ」を発見！あなたならどうする？

インターネットでの会話の多くは、文字を中心にしたコミュニケーションです。相手の顔を見ながら行う会話と違い、文字を中心にしたコミュニケーションでは、「表情」や「声の調子」などを表現することが難しく、「気持ち」を正確に伝えることができません。

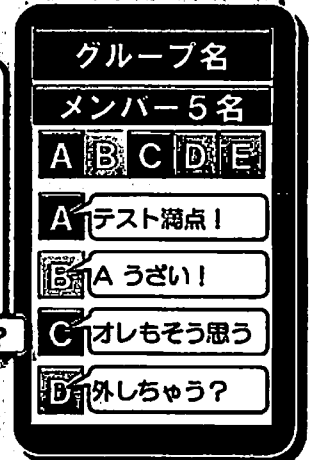
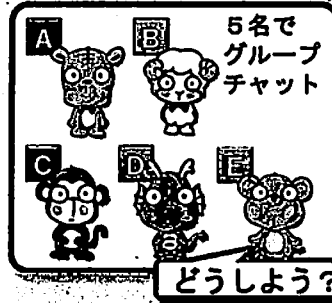
【演習】右のイラストは、ABCDEの5人でグループチャットをしている様子です。
ある日、こんなトラブルが発生しました。

Aさん…テストで満点をとったAさんは、「テスト満点」と書き込みました。

Bさん…Aさんの書き込みを見て、「A うさい！」と書き込みました。

Cさん…「オレもそう思う」とBさんに同調する書き込みをしました。

Dさん…「外しちゃう？」と、グループチャットからAさんを仲間外しにする提案を書き込みました。



さて、あなたはEさんです。このトラブルを解決するためにどうしますか？まず、あなたが一人で考えてみましょう。その後、となりの人と相談してみましょう。

あなたが一人で考えた意見

友人と相談して考えた意見

あなたの「気持ち」は、きちんと伝わっていますか？（演習の解説）

悪口を書き始めたBさん、Bさんに同調したCさん、仲間外しを提案したDさん、それぞれに悪いところがあります。でも、もしかすると、Bさんは仲良しのAさんに親しみを込めて、軽い気持ちで「A うさい！」と書き込みをしたのかもしれない。文字を中心にしたコミュニケーションでは、「冗談なのか？」「本気なのか？」「怒っているのか？」「笑っているのか？」などの感情が、相手に伝わりにくいことがあります。ネットでの会話は、普段の会話以上に「相手はその文章を読んでどのように感じるか」を意識しましょう。当然ですが、ネットへの悪口の書き込みは絶対にダメです。

「困ったとき」「悩んだとき」誰に相談する？

ネットの外で解決！
信頼できる大人に相談！

ネットでコミュニケーショントラブルが発生したとき、多くの方はネットに「さらに書き込む」ことで解決しようとしています。しかし、さらに書き込みをした結果、「事態がより悪い方向に進んでしまう」ことがあります。トラブルが発生したら、ひとりで悩まず、ネットの外で信頼できる大人（先生、保護者）に相談しましょう。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

でも、まわりの大人には相談しにくいこともあります。そんなときには、相談電話（1ページ）を利用しましょう。

いじめ等学校問題支援チームについて

心の支援課

1 趣旨

いじめ等生徒指導上の問題で学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「いじめ等学校問題支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援をおこなう。

2 組織

生徒指導総合対策会議委員（12名）学校事故被害者等支援相談員（25名）の中から、5名程度のチームを組織する。

【参考】・生徒指導総合対策会議委員（12名）

大学教授1 医師2 社会福祉士・精神保健福祉士2 臨床心理士2

弁護士2 教育関係者2 警察官1

・学校事故被害者等支援相談員（25名）

臨床心理士2 医師5 看護師4 弁護士9 保護司5

3 内容

(1) 「いじめ等学校問題支援チーム」による重大案件の検討（年4回）

電話相談や学校からの報告で把握したいじめ問題等の事案のうち、学校が対応に苦慮している事案を取り上げ、専門的な助言を求める。また、生徒指導総合対策会議における事例研究でも同様の助言を求める。

(2) 「いじめ等学校問題支援チーム」による緊急対応

① 「いじめ問題等支援チーム」専門家からの助言（電話・メール相談）

学校が対応に苦慮しているケースについて、県教育委員会が支援チームのメンバーに、電話やメールで専門家の立場からの助言を求める。

② 「いじめ等学校問題支援チーム」専門家の緊急派遣

事案がさらに深刻な場合、支援チームのメンバーを直接派遣して対応する。

(3) 「いじめ等学校問題支援チーム」による重大事態への調査対応

いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法第28条及び長野県いじめ防止対策推進条例第15条に基づき、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者により調査機関を組織し、重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

※重大事態（同法第28条）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例) ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(例) ○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合